

気象防災アドバイザー推進ネットワーク 会則

(名称)

第1条 本会は「気象防災アドバイザー推進ネットワーク」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、気象防災アドバイザーとなり得る人材を確保して拡充を進めるとともに、会員間の情報交換、気象庁からの最新の情報の共有等を行うことにより、気象防災アドバイザーとしての活躍に向けた意欲向上を図り、もって気象防災アドバイザーの活動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 気象防災アドバイザーの活動状況の共有
- 二 会員名簿・メーリングリストの管理
- 三 その他、必要と認められる事業

(会員)

第4条 本会には、以下に定める者が入会できるものとする。

- 一 気象防災アドバイザーの委嘱を受けた者
 - 二 気象防災アドバイザー育成研修修了者であり、同アドバイザーの委嘱をまだ受けていない者
 - 三 気象防災アドバイザー委嘱等に係る実施要綱（R3.11.1付気企第96号）（以下「委嘱要綱」という。）に規定する要件に合致する、気象防災アドバイザーの任務を遂行する能力を持つ気象庁退職者あるいは退職予定者
- 2 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長へ提出し、承認を受けるものとする。
- 3 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。
- 一 退会届の提出をしたとき
 - 二 本人が死亡したとき
 - 三 委嘱要綱に基づき気象防災アドバイザーの委嘱状を返還させられたとき
 - 四 除名されたとき
- 4 退会しようとする者は、退会届を会長へ提出するものとする。
- 5 会員が公序良俗に反する行為など、本会の名誉を傷つけ又は本会の目的に反する行為をしたときは、役員会の議を経てこれを除名することができる。

(会費)

第5条 会費は無料とする。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。任期は1年とし、再任を妨げない。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名

三 幹事 若干名

- 2 会長は、役員相互の互選とする。
- 3 副会長は、役員の中から会長が選任する。
- 4 幹事は、役員会の同意を得て、会長が選任する。
- 5 会長は、本会を代表して会務を統括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
- 7 幹事は、会長を補佐し、会務を遂行する。
- 8 役員報酬は無給とする。

(役員会)

第7条 役員会は役員をもって構成し、必要により会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長が務める。
- 3 役員会は、本会の事業執行に関する事項、その他の重要事項を議決する。
- 4 役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決による。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、気象庁総務部企画課地域防災企画室に置き、同室が庶務を処理する。

(細則)

第10条 本会則に定めるもののほか、必要な細則は役員会が別に定める。

附則

- 1 この会則は、令和4年1月17日から施行する。
- 2 最初の役員会については、気象庁長官の指名する者を役員として構成する。